

○ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基金助成金交付要綱（抜粋）

（通則）

第1条 ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基金助成金（以下「助成金」という。）の交付については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）及び補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）の定めによるほか、この要綱の定めるところによる。

（目的）

第2条 この要綱は、独立行政法人環境再生保全機構法（平成15年法律第43号。以下「機構法」という。）第10条第1項第5号の規定に基づき、独立行政法人環境再生保全機構（以下「機構」という。）が行うポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基金の助成金の交付について必要な事項を定め、その業務の適正な運営を図り、もってポリ塩化ビフェニル廃棄物の速やかな処理の促進に資することを目的とする。

（定義）

第3条 この要綱において「ポリ塩化ビフェニル廃棄物」とは、ポリ塩化ビフェニル廃棄物（ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法（平成13年法律第65号。以下「特別措置法」という。）第2条第1項に規定するポリ塩化ビフェニル廃棄物をいう。以下同じ。）のうち、電気機器又はOFケーブル（ポリ塩化ビフェニルを絶縁材料として使用した電気機器又はOFケーブルを除く。）に使用された絶縁油であって、微量のポリ塩化ビフェニルによって汚染されたものが廃棄物となったもの及び当該絶縁油が塗布され、染み込み、付着し、又は封入されたものが廃棄物となったものを除いたものをいう。

2 この要綱において「中小企業者等」とは、次のいずれかに該当する者をいう。

(1) 次のアからキのいずれかに該当する者（次のアからキに掲げる者以外の一又は二以上の会社（以下この条において「大企業者」という。）の所有に係る当該会社の株式の数の当該会社の発行済株式の総数に対する割合又は大企業者の当該会社への出資の金額の当該会社の出資の総額に対する割合が2分の1以上である者及びその者との間にその者による完全支配関係（法人税法（昭和40年法律第34号）第4条の2に規定する完全支配関係をいう。以下この号において同じ。）がある者並びに大企業者との間に当該中小企業者又は大企業者による完全支配関係ある者を除いたものをいう。）

ア 資本の額又は出資の総額が3億円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が300人以下の会社及び個人であって、製造業、建設業、運輸業その他の業種（イからキまでに掲げる業種を除く。）に属する事業を主たる事業として営むもの

- イ 資本の額又は出資の総額が1億円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が100人以下の会社及び個人であって、卸売業に属する事業を主たる事業として営むもの
- ウ 資本の額又は出資の総額が5,000万円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が100人以下の会社及び個人であって、サービス業に属する事業を主たる事業として営むもの
- エ 資本の額又は出資の総額が5,000万円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が50人以下の会社及び個人であって、小売業に属する事業を主たる事業として営むもの
- オ 資本の額又は出資の総額が3億円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が900人以下の会社及び個人であって、ゴム製品製造業(自動車又は航空機用タイヤ及びチューブ製造業並びに工業用ベルト製造業を除く。)に属する事業を主たる事業として営むもの
- カ 資本の額又は出資の総額が3億円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が300人以下の会社及び個人であって、ソフトウェア業又は情報処理サービス業に属する事業を主たる事業として営むもの
- キ 資本の額又は出資の総額が5,000万円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が200人以下の会社及び個人であって、旅館業に属する事業を主たる事業として営むもの

(2) 次のア又はイのいずれかに該当する者(以下「中小企業団体等」という。)

- ア 中小企業団体の組織に関する法律(昭和32年法律第185号)第3条第1項に規定する中小企業団体(事業協同組合、事業協同小組合、火災共済共同組合、信用協同組合、協同組合連合会、企業組合、協業組合、商工組合及び商工組合連合会)
- イ 特別の法律によって設立された組合又はその連合会であって、その直接又は間接の構成員たる事業者の3分の2以上が前号のアからキまでのいずれかに該当する者であるもの(アに掲げるものを除く。)

(3) 常時使用する従業員の数が100人以下の法人(第1号及び第2号に該当するものを除く。)

(4) ポリ塩化ビフェニル廃棄物を保管している個人

3 この要綱において「都道府県等」とは、都道府県及び特別措置法第26条第1項の政令で定める市をいう。

(交付の対象)

第4条 機構の理事長(以下「理事長」という。)は、機構法第10条第1項第5号に基づきポリ塩化ビフェニル廃棄物の処理を確実かつ適正に行うことができると認められるものとして環境大臣が指定する者(以下「指定事業者」という。)に対し、その者が実

施する以下に掲げる事業（以下「助成対象事業」という。）について、予算の範囲内で助成金を交付する。

- (1) 中小企業者等が保管するポリ塩化ビフェニル廃棄物の処理に要する費用として当該中小企業者等が負担するものを軽減する事業
- (2) ポリ塩化ビフェニル廃棄物の処理に際しての環境の状況の把握のための周辺の監視若しくは測定若しくは安全性の評価又は安全性の確保のための研修若しくは研究の事業であつて、理事長が必要かつ適当と認めるもの
- (3) ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管の事業であつて、理事長が必要かつ適当と認めるもの
- (4) 特別措置法第 13 条第 1 項の規定に基づく処分等措置に要する費用として都道府県等が負担するものを支援する事業

2 助成金の交付額は、次のとおりとする。

- (1) 前項第 1 号の事業にあつては、中小企業者等が保管するポリ塩化ビフェニル廃棄物の処理に要する費用（指定事業者が定めるポリ塩化ビフェニル廃棄物処理に係る料金表（以下「処理料金表」という。）により算出された処理費用をいう。）であつて、次のア又はイに掲げる中小企業等の区分に応じて、それぞれ当該ア又はイに定める額

ア 中小企業者等（個人（個人で事業を営んでいる者は除く。）及び清算中、特別清算中又は破産手続中の法人を除く。） 100 分の 26 に相当する額

イ 個人（個人で事業を営んでいる者は除く。）又は清算中、特別清算中若しくは破産手続中の法人 100 分の 51 に相当する額

- (2) 前項第 2 号又は第 3 号の事業にあつては、当該事業の実施に要する費用の総額
- (3) 前項第 4 号の事業にあつては、特別措置法第 13 条第 1 項の規定に基づく処分等措置に要する費用（以下「処分等措置費用」という。）の 100 分の 75 に相当する額

3 助成対象事業の実施期間は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までとする。

4 第 2 項第 1 号に規定する処理費用は、中小企業者等が保管するポリ塩化ビフェニル廃棄物の収集運搬費用を含まないものとする。

5 第 2 項第 2 号に規定する費用の総額は、第 1 項第 2 号又は第 3 号の事業を行うために直接必要な費用とし、当該費用に係る上限単価及びその内容を証する書類は理事長が別に定めるところによるものとする。

6 第 2 項第 3 号の処分等措置費用は、次のとおりとする。

- (1) 処理料金表により算出された処分費用
- (2) ポリ塩化ビフェニル廃棄物の収集運搬費用
- (3) ポリ塩化ビフェニル廃棄物の処分委託のために必要不可欠である費用であつて、理事長が必要かつ適当と認めるもの

(行政代執行支援の場合の返還)

第16条 助成対象者は、都道府県等がポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管事業者に対し処分等措置費用を請求し、徴収した場合には、年度ごとに、都道府県等からその徴収額の100分の75に相当する額（以下「要返還額」という。）の返還を受け、機構に対して当該要返還額を返還するものとする。

2 前項の場合において、助成対象者は、処分等措置費用に係る徴収額及び要返還額について都道府県等に報告させ、その内容を確認した上で速やかに機構に通知するものとする。

3 第1項の場合において、機構、助成対象者及び都道府県等の間に合意があるときは、機構は都道府県等から要返還額の返還を直接受けることができるものとする。